

米原市都市計画審議会委員公募要領

1 趣旨

米原市都市計画審議会の公正な運営の確保および透明性の向上ならびに市民の皆さんから広く御意見をいただくため、米原市都市計画審議会条例第3条第2項第4号に規定する市民委員を募集します。

2 募集人員

3人程度

3 募集期間

令和7年11月4日(火曜日)から11月25日(火曜日)まで

4 委員の任期

令和8年1月21日から令和10年1月20日までの2年間

5 会議の内容

都市計画法第77条の2および米原市都市計画審議会条例の規定に基づく審議会
で、主に土地の利用、建物の建築方法などの基本的なルールや道路・公園・下水道
のような暮らしに必要な都市施設などの都市計画を決定する際に調査審議します。
会議は、年間2回から3回程度開催します。

6 委員の役割

都市計画の決定には、土地利用等に関する権利に相応の制限が加わることから、
都市計画審議会の審議を経て決定することになっています。委員の任期中、審議会
に御出席いただき、意見、提言および提案等を述べていただきます。

7 委員の報酬

1回の会議ごとに5,000円

8 応募資格

市内に住所を有する方または市内に通勤・通学している方で、令和8年1月21
日現在で18歳以上の方とします。ただし、次に掲げる方は除きます。

- (1) 国および地方公共団体の議員または常勤の公務員
- (2) 米原市の他の審議会等の委員に2以上選任されている方
- (3) 米原市都市計画審議会の委員として、在任期間が通算して3期を超える方
- (4) 米原市都市計画審議会の所掌事務に利害関係が生じるおそれがある方

9 応募方法

別添申込用紙に必要事項を御記入の上、令和 7 年 11 月 25 日(火曜日)までに米原市まち整備部都市計画課に提出してください（郵送、ファックスおよびメールによる応募も可とし、当日の消印があるものについては有効とします。）。なお、持参による応募は、公募期間中の平日午前 9 時から午後 4 時 45 分までとします。

委員に選任された方は、氏名に関して公表します。

また、申込用紙に記載いただいた個人情報、委員の選考のために利用し、その業務以外には使用しません。

<申込用紙の配布場所>

申込用紙は、以下の場所等にて配布します。

- (1) 米原市役所本庁舎 まち整備部都市計画課
- (2) 米原市役所山東支所 市民部地域振興課
- (3) 米原市公式ウェブサイト

<申込用紙の提出先>

米原市まち整備部都市計画課（米原市役所本庁舎 3 階）

住 所 : 〒521-8501 米原市米原 1016 番地

電話番号 : 0749-53-5144

F A X : 0749-53-5138

E メール : toshi@city.maibara.lg.jp

10 選考方法および結果連絡

選考は、米原市都市計画審議会委員選考委員会において申込用紙に記入された内容により行います。

また、選考結果は、応募者全員に書面で通知します。

11 お問合せ先

米原市まち整備部都市計画課

〒521-8501 米原市米原 1016 番地（米原市役所本庁舎 3 階）

電話 0749-53-5144 FAX 0749-53-5138 E-mail toshi@city.maibara.lg.jp